

バワサークルのデザインサーベイによるスリランカにおける多民族・多宗教混在の古建築再評価

申請区分

研究促進費（個人）

実施期間

2019年8月1日 ～ 2020年3月31日

実施代表者

関西大学・環境都市工学部・教授・木下 光

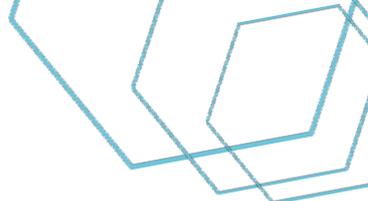
成果の概要

研究目的と研究実施計画として、以下の8点をあげていた。

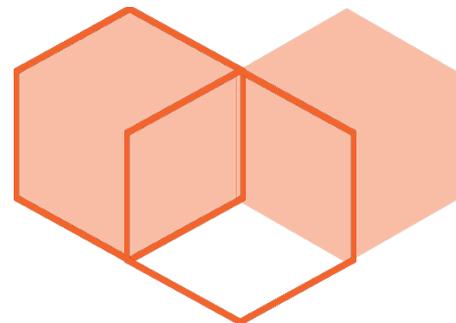
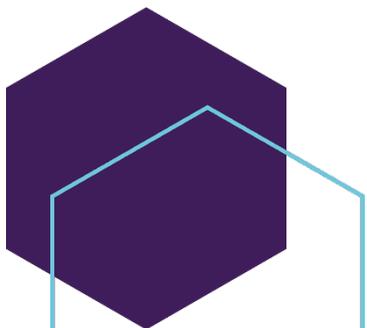
- 1) 収集した新聞記事の日本語訳（粗訳）を完璧にする。
- 2) 収集した新聞記事の英文には誤字脱字が散見されるので、これをすべて修正する。
- 3) 参考文献からバワサークルのデザインサーベイ文章を抜き出し、日本語訳をつける。
- 4) 2018年調査で撮影した写真を整理し、未調査のリストを作成し、現存しかつ未調査の古建築調査を行う。
- 5) バーバラ・サンソーニ女史のカラー挿絵掲載許可をドミニク・サンソーニ氏へお願いする。
- 6) アンジャレンドラン氏らがお持ちである「デザインサーベイが行われたが現存しない対象建築のリスト」をつくり、その当時の写真を借りた上で掲載する許可をお願いする。
- 7) バワサークルの人々への原稿依頼を行い、それに日本語訳をつけて、英文と共に掲載する。
- 8) 以上の内容を成果物としてまとめるため、日本のデザイナーに依頼・校正を協働して行う。

1)、2)、3)に関しては、学生アルバイトとともに精査し、作業済みである。

4)、5)、6)に関しては、2回にわたる現地調査（2019年9月、2020年3月）において古建築調査を行い、現存する対象建築調査を終え、バワサークル関係者である、ドミニク・サンソーニ氏、イスマス・ラヒーン氏、ラキ・セナナヤケ氏にお会いして、掲載許可を得た。アンジャレンドラン氏には残念ながら会えていないが、イスマス・ラヒーン氏から目的とする資料提供を得た。以上の内容を、8)において、三木学氏の協力を得て、冊子としてまとめ、スリランカ側のバワサークル関係者にもお見せし、賛同を得ている。7)であるが、高齢ということもあり、イスマス・ラヒーン氏にのみ新たな原稿を依頼し、バーバラ・サンソーニ女史とラキ・セナナヤケ氏は、2)を代用することとする。以上、この研究経費によって、当初の計画を遂行することができた。



研究成果は、日本建築学会計画系論文集（査読論文）第85巻772号1355-1365において、「木下光・和田彬代：スリランカにおけるウルリック・プレスナーとバルバラ・サンソーニを中心とするデザインサーベイ-ジェフリー・バワの建築観に関する研究その1-」の一部として、2020年6月に公表する。





実施成果

〔雑誌論文〕 計（ 1 ）件 うち査読付論文 計（ 1 ）件
（著者名、論文標題、雑誌名、巻、発行年、最初と最後のページ、査読の有無）

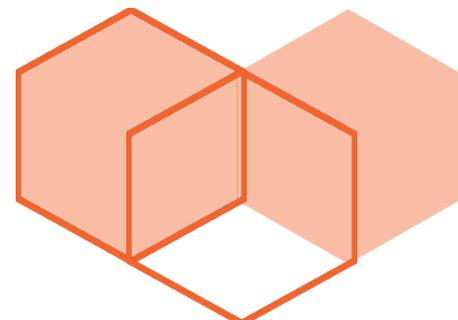
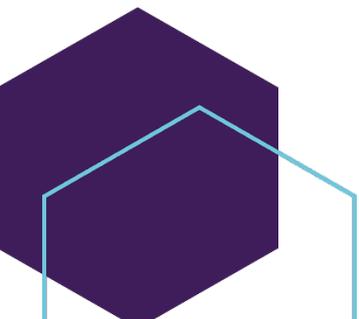
1. 木下光・和田彬代、スリランカにおけるウルリック・プレスナーとバルバラ・サンソーニを中心とするデザインサーベイ-ジェフリー・バワの建築観に関する研究その1-、日本建築学会計画系論文集、85巻772号、2020、1355-1365、有

〔学会発表〕 計（ 0 ）件 うち招待講演 計（ 0 ）件
（発表者名、発表標題、学会等名、発表年月日、発表場所）

〔図 書〕 計（ 0 ）件
（著者名、書名、出版社、発行年、総ページ数）

〔出 願〕 計（ 0 ）件
（発明者、権利者、産業財産権の名称、産業財産権の種類、番号、出願年月日、国内・外国の別）

〔取 得〕 計（ 0 ）件
（発明者、権利者、産業財産権の名称、産業財産権の種類、番号、出願年月日、国内・外国の別）



日韓の緊張関係に関する歴史的・理論的検討

申請区分

国際シンポジウム等助成金

実施期間

2019年10月17日～2019年10月18日

実施代表者

関西大学・政策創造学部・教授・後藤 元伸

実施分担者

関西大学・法学部・教授・池田 慎太郎

関西大学・法学部・准教授・粟辻 悠

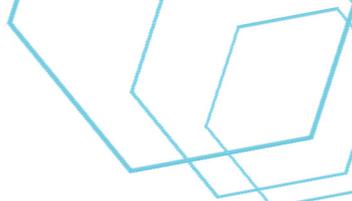
関西大学・法学部・准教授・若月 剛史

関西大学・政策創造学部・教授・山中 友理

成果の概要

1 2019年10月16日・17日の両日にわたり、「日韓における緊急課題の法理論的検討」と題して、関西大学千里山キャンパスにおいて、日本・韓国・タイからの研究者が参加して、法学共同シンポジウム（以下、「本シンポジウム」という）を開催した。本シンポジウムは、昨今の日韓関係の急速かつ深刻な悪化を受け、日韓における喫緊の課題について、法学・政治学・歴史学・政策学の諸学を通して、理論的平面から堅実かつ冷静に生産的な議論をしようとするものであった。結論を先取りすれば、本シンポジウムは、隘路に陥った日韓関係に光明を見出すための民間レベルにおける交流として、最大の成果を発揮したものと言うことができよう。

2 本シンポジウムにおいてなされた報告のテーマはいずれも今日的関心を引くものであったが、基調講演は、慰安婦・徴用工・日韓請求権問題ではなく（以下に見るように、個別報告において取り扱った）、ヤン・チャンス教授（韓国・漢陽大）の「韓国民法における『日本』の意味」とした。日本の法学会ではあまり知られていないテーマであったが、日本統治からの解放後もなお、それまで依用されていた日本の民法典が用いられ、1958年に韓国民法典が制定された後も、日本学説の影響が強く残り、法学における日本からの脱却が常に企図されてきたという後景において、ヤン教授は自省的に、日本からの脱却のみが自己目的化している学会の状況を鋭く指摘した。ヤン教授の報告からは、過去の日本による支配が与えた影響が、さまざまな局面においてなお残存していることがうかがえる。そうした事柄は日本側がぜひとも知るべきものであり、そうした知見なく、ただ、一方の当事者としての主張を述べるだけでは、真の相互理解とそれによる問題解決にいたることができないであろう。



3 個別報告のすべてをここで列挙することはできないが、まずは、ソン・ホヨン教授（韓国・漢陽大）の「日韓における文化財返還紛争の法的考察」を挙げておく。この報告は、2012年に対馬・観音寺から盗まれた仏像の返還問題を扱ったものであり、そのことは日本でも報道され、有名な事件である。2017年の韓国・大田地裁判決は、高麗時代に盗まれたとする韓国・浮石寺の返還請求を認容した（現在、控訴審が継続中）。同判決は日本でも批判的に報道されているところであるが、韓国の法学者（国際私法学・民法学）は、同判決の法律上の理論的問題点を指摘しており、ソン教授もまた、法的な問題点を理論的に整理し、文化財返還紛争のあるべき法的処理の方法を提案した。また、質疑応答の中で、ソン教授は大田地裁判決の特殊性（訴訟当事者が所有権を争う観音寺と浮石寺ではなく、浮石寺と仏像を保管する韓国当局、つまり、大韓民国であったこと）を考慮すべきだという貴重な指摘があり、日本においてもそのことを十分に認識すべきであろう。

バン・スンジュ教授（韓国・漢陽大）の「日韓外務大臣合意に関する慰安婦被害による憲法訴訟願審判請求と大法院の強制徴用判決に対する憲法的検討」は、現在の日韓関係の懸案に関する報告である。バン教授の報告は、きわめて理論的なものであり、日本側としても理論的に対応すべきことを認識せしめるものであった。日本側のコメンテーターは、まさに理論的日本側の状況を整理して討論し、当事者の高齢化から慰安婦・徴用工問題の早期解決が必要であることを述べた。これについて、バン教授は大きく首肯し、日本側からの発言として高く評価した。ここで特記しておくべきことは、日本側のコメンテーターもしたことであるが、日韓請求権条約によって個人の請求権が消滅することはないことである。これは日本政府の公式見解であり、日本の最高裁判例でもあるにもかかわらず、日韓請求権条約によってすべてが解決して終わったとの言説が日本において流布していることは誠に遺憾である。

4 本シンポジウムにおいては他に、サーンティカセム・アピポン判事（タイ国）「司法制度改革と裁判手続きのIT化」、角田猛之教授（関西大）「日本政府のアイヌ政策の変遷と2019年アイヌ施策推進法」などの報告があった。前者は、タイにおける裁判のIT化についてのものであったが、アピポン判事からは、タイにおいては日本及び韓国が1つのモデルとなっている旨につき言及があり、こうした第3国からの視点はきわめて興味深く、他分野においても、今後とも議論の深化を期待することができよう。後者は、韓国においてはあまり知られていないテーマであり、アイヌ問題等、日本が内包している諸問題を積極的に紹介することも、日韓の相互理解のためにはぜひとも必要な情報発信であることが、韓国側のコメントからはっきりと確認された。

5 以上のように、本シンポジウムにおいては、多岐にわたる問題について、日韓の抱える困難な状況を、民間レベルの学术交流の場で、直接または間接に、解きほぐすべく、その基礎的作業が十分に行われたものと確信する。その証左に、参加者からの議論が尽きず、各セッションにおいて時間不足であったことを付言する。

